

22水経企第99号

平成22年11月25日

いわき市水道事業経営審議会会長
大川 信行 様

いわき市長
渡辺 敬夫
(公印省略)

水道事業経営のあり方について (諮問)

いわき市水道事業経営審議会条例 (昭和46年いわき市条例第39号) 第2条の規定に基づき、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

- 水道事業経営のあり方について
 - ・ 水道料金制度について
 - ・ その他水道事業経営のあり方について

【諮問理由】

本市水道事業は、給水人口の減少や節水型社会の進行、長引く景気の低迷などにより水需要が減少傾向にある一方、本格的な維持管理の時代を迎え、施設の更新需要の増大や災害に備えた施設整備が重要となるなど、大きな転換期を迎えたことから、平成18年度に従来の事業計画を見直し、平成19年度から10年間の“いわき市水道事業経営プラン『基本計画』”と同計画に基づく4年間の『中期経営計画』を策定するとともに、平成19年4月に平均9.82%増の水道料金改定を行いました。

こうした中、平成20年10月には、第11次水道事業経営審議会から「近年は水需要の構造などが大きく変化してきていることから、今後の水道料金体系のあり方、特に水量料金における段階制、逡増制について検討を行い、見直しを図って行く必要がある。」との答申をいただき、これを受けて、前回の第12次水道事業経営審議会では、水道料金制度の見直しについてご審議いただく予定でしたが、本市の厳しい社会経済状況を考慮して、平成23年度から4年間の次期中期経営計画期間は現在の料金水準を維持することとし、料金制度については改めて検討することとしたところです。

こうしたことから、今後は、次期中期経営計画の最終年度である平成26年度を見据えて、水道料金制度の抜本的な見直しについて検討を行う必要があり、第11次水道事業経営審議会からの答申を踏まえて、段階制の見直しや逡増度の緩和などについて検討を深め、需要実態に即した料金制度の確立を目指す必要があります。

つきましては、いわき市水道事業経営審議会条例第2条の規定に基づき、
○ 水道料金制度について
など、水道事業経営のあり方について貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。